

大田市告示第69号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、歳入の収納事務を次のとおり委託したので、大田市財務規則第37条の2の規定に基づき告示する。

令和5年4月1日

大田市長 楫野弘和

1. 指定納付受託者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地  
東京都千代田区紀尾井町1番3号  
Pay Pay 株式会社
2. 指定納付受託者が納入事務を行う歳入等の種類委託事務の区域  
別紙のとおり
3. 指定日  
令和5年4月1日

(別紙)

指定納付受託者が委託を受けて納付事務を行うことができる歳入等の種類

施設名	歳入の種類
大田市役所	各種証明書の発行手数料
大田市役所市民課	住民票・戸籍・各種証明書の発行手数料、コピー機使用料
大田市役所市民生活課 仁摩支所	住民票・戸籍・各種証明書の発行手数料、コピー機使用料
大田市役所市民生活課 温泉津支所	住民票・戸籍・各種証明書の発行手数料、コピー機使用料
大田まちづくりセンター	施設使用料、コピー機使用料
川合まちづくりセンター	施設使用料、コピー機使用料
久利まちづくりセンター	施設使用料、コピー機使用料
大屋まちづくりセンター	施設使用料、コピー機使用料
朝山まちづくりセンター	施設使用料、コピー機使用料
富山まちづくりセンター	施設使用料、コピー機使用料
波根まちづくりセンター	施設使用料、コピー機使用料
久手まちづくりセンター	施設使用料、コピー機使用料
鳥井まちづくりセンター	施設使用料、コピー機使用料
長久まちづくりセンター	施設使用料、コピー機使用料
静間まちづくりセンター	施設使用料、コピー機使用料
五十猛まちづくりセンター	施設使用料、コピー機使用料
池田まちづくりセンター	施設使用料、コピー機使用料
志学まちづくりセンター	施設使用料、コピー機使用料
北三瓶まちづくりセンター	施設使用料、コピー機使用料
大森まちづくりセンター	施設使用料、コピー機使用料
水上まちづくりセンター	施設使用料、コピー機使用料
祖式まちづくりセンター	施設使用料、コピー機使用料
大代まちづくりセンター	施設使用料、コピー機使用料
温泉津まちづくりセンター	施設使用料、コピー機使用料

福波まちづくりセンター	施設使用料、コピー機使用料
湯里まちづくりセンター	施設使用料、コピー機使用料
井田まちづくりセンター	施設使用料、コピー機使用料
仁万まちづくりセンター	施設使用料、コピー機使用料
宅野まちづくりセンター	施設使用料、コピー機使用料
大国まちづくりセンター	施設使用料、コピー機使用料
馬路まちづくりセンター	施設使用料、コピー機使用料
大田市役所まちづくり定住課	多文化理解のための講座(料理教室)受講料
保育所(園)	一時預かり利用料・延長保育利用料
大田市役所健康増進課	がん検診自己負担金
大田市国民健康保険池田診療所	診療報酬一部負担金・文書料など
大田市役所環境政策課	犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付及び再交付手数料
大田可燃物中間処理施設	可燃性一般廃棄物処理手数料
大田市不燃物処分場	不燃性一般廃棄物処理手数料
大田市中央図書館	コピー機使用料・利用券再発行手数料
生涯学習センター仁摩図書館	コピー機使用料・利用券再発行手数料
温泉津図書館	コピー機使用料・利用券再発行手数料
大田市役所石見銀山課	書籍販売代金